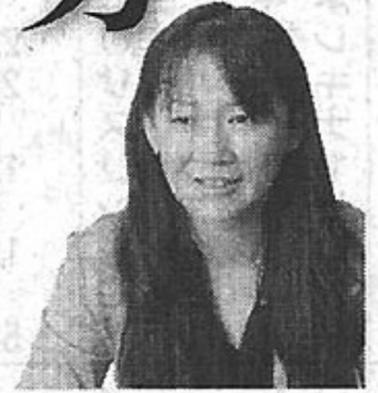


人生の 仕舞い方



よりこ
武藤頼胡の

家族が亡くなった後の手続きについて、お話します。

経験のある方もいらっしゃると思いますが、やることごとくたくさんあります。しかし、残念ながら、役所に行っても「これが必要ですよ」という案内はありません（必要事項の用紙を頂けるところはあります）。

5月に亡くなった友人の件が、あまりにも複雑だったの

亡くなった後の手続き

生前に「学び」始めて

で、役所に電話をして聞きました。「このような状態、ケースの場合で、何か手続きをした方がよいものはありますか」と尋ねると、「各課に聞いてください」との回答でした。

遺族年金、高額療養手当、葬祭費用補填（ほてん）など

は、すぐ浮かびます。しかし、亡くなった人が賃貸住宅の契約者になっていた、これからは、すぐ浮かびます。しかも、家族が住む場合には、契約者の変更手続きが必要です。

また、お子さんが小さく、母子（父子）家庭になる場合、児童扶養手当や自治体によって育成手当のようなものがあったりします。これは、私たちが気が付かないと手続きをすることすら始まりません。

他にも相続のこと、荷物、お墓のことなどがあります。家族が困らないようにエンディングノートに書くにして

も、知識がないと知らずじまいです。

先日、セミナー講師を務めた際に、参加者同士が自分の体験を話す時間を設けました。何に困り、その時にどんなことをしたのか。これは聞くだけでとても参考になります。

「私もころなるかも」と自分で調べたり、学んだりすることが始まります。普段からのご近所付き合いも、ころいるときは役に立つかもしれませぬ。

（終活カウンセラー協会代表理事）

（次回は9月18日付）

